

令和8年度文京区返礼品等提供事業者及び返礼品等公募要項

1 目的

文京区（以下「区」という。）の魅力を発信し、地域産業の活性化に寄与することを目的とし、区への寄附者に対して贈呈する返礼品（役務、サービス等（以下「役務等」という。）を含む。以下「返礼品等」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）及び返礼品等を公募する。

2 協力事業者の要件

協力事業者は、次の要件を全て満たす者であること。ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、区が総合的に判断して協力事業者として適当でないと認めた場合は、協力事業者として登録しない。

- (1) 返礼品等として提供する物品又は役務等に関連する各種法令に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 税を滞納していないこと。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが区の区域内（以下「区内」という。）にある法人若しくは団体又は個人事業者であること。
- (4) 返礼品等の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できる環境を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

- (7) 文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）及び東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）を遵守していること。
- (8) 返礼品等を用意するため、下請契約その他の契約を締結するに当たり、(6)又は(7)のいずれかに該当することを知りながら、相手方と契約を締結していないこと。
- (9) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）により、入札参加停止の措置を現に受けていないこと。
- (10) 区では、効率的かつ安心・安全な事業運営のため、返礼品等の手配、寄附者・配送等に係るデータの管理、寄附者からの問合せ、苦情、事故及びトラブルの対応等に万全を期す必要があるため、返礼品等に係る取扱業務全般を次の事業者（以下「受託事業者」という。）へ委託している。

受託事業者 レッドホースコーポレーション株式会社 住 所：東京都墨田区横網 1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2F

そのため、協力事業者は、受託事業者と連携及び協力して業務に当たることができ、受託事業者と直接返礼品等の提供に関する契約締結等が可能であること。

3 返礼品等選定基準について

返礼品等は、次の要件を全て満たしているものであること。

- (1) 区の魅力の発信、イメージ向上、地域産業の振興、観光誘客のいずれかに資するものであること。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当するものであること。

地場産品基準（文京区の例）※ 以下のいずれかに該当すること。

- 1 区内において生産されたものであること。
- 2 区内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 区内において返礼品等の製造、加工その他の工程（以下「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、区内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
 - イ 区内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（以下「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
 - ロ 令和 8 年 10 月 1 日までに、区によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
- 4 返礼品等を提供する区内において生産されたものであって、近隣の他の区市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 区の広報の目的で製造等がされた区のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 形状、名称、その他の特徴から区の独自の返礼品等であることが明白なもの
 - ロ 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（以下「指定対象期間」という。）の間に、区が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
 - ハ 指定対象期間において、区が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
 - ニ 指定対象期間において、区が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であること。
- 7 区内において提供される役務等その他これに準ずるものであって、当該役務等の主要な部分が区に相当程度関連性のあるものであること。

- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- (5) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- (6) 自ら生産したもの以外の物品又は自ら行う役務等の提供以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に区のふるさと納税の返礼品等として提供することについて事前に同意を得ていること。
- (7) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間又は数量を示して供給するものを除く。）。
- (8) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費又は賞味期限が保証されていること。
ただし、生鮮食品その他高い鮮度が要求されるもの及び時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについてはこの限りでないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行ってから発送できるよう配慮すること。
- (9) 役務等の提供の場合は、区内で提供されるものに限る。
また、提供される役務等の主要な部分が、相当程度、区に関連性のあるものであること。
- (10) 役務等の提供の場合は、寄附者に対し、利用券（電子クーポン可）を発行するものとし、当該利用券には、記名又は通し番号を付すなど転売・譲渡の防止措置を施すこと。
なお、当該利用券は、寄附者へ送付後、相当程度の有効期限があるものとする（期間限定又は日時指定の役務等の提供を除く。）。
また、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされ、かつ、その旨の表示が利用者に理解できるようになされていること。
- (11) キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者から許諾を得ていること。
- (12) 区の求めに応じ、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- (13) 区の求めに応じ、無償により物品のサンプルを提供ができること。
- (14) 区の求めに応じ、役務等については、現場の確認ができること。
- (15) 寄附者への配送期間について、目安を示せる物品であること（受注生産によるものを除く。）。
また、寄附者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある物品については、その対応が可能な体制が構築されている物品であること。

4 返礼品等の価格と寄附金額の設定について

- (1) 返礼品等の価格は、商品代に荷造、箱、梱包代、消費税を含めた価格を提示すること。
役務等の提供の場合も同様とする。
- (2) 設置費用等が別途発生する場合は、その額を返礼品等の価格に含めること。
なお、設置等の手続は、協力事業者が行うこと。
- (3) 寄附金額は、原則として、返礼品等の価格に3分の10を乗じた額及び送料等を踏まえて、区が設定する。

5 費用負担について

- (1) 寄附者に選択された返礼品等代と返礼品等の発送料は、原則、区が負担する。

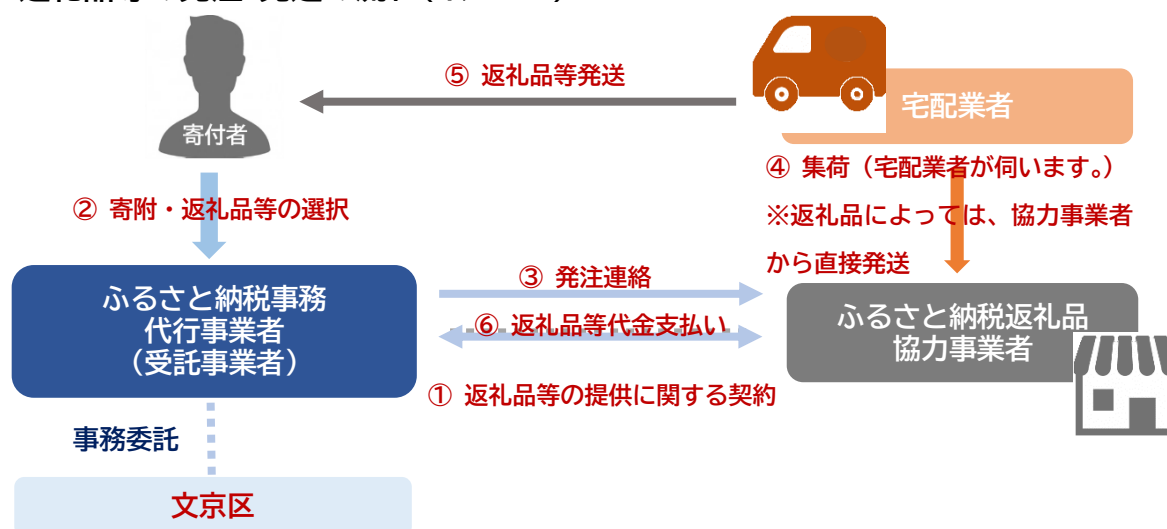
- (2) 寄附者から返礼品等の品質等の苦情により返礼品等の回収及び再配送を行った場合に係る費用は、協力事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合は、この限りでない。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、区は一切負担しない。

6 協力事業者の業務

協力事業者は、返礼品等の提供に当たり、次の業務を行うものとする。

- (1) 「ふるさと納税サイト」への返礼品等の登録、返礼品等の受発注及び代金の支払い方法など、委託事業者と連携及び協力して業務に当たることができ、委託事業者と直接返礼品等の提供に関する契約締結等が可能であること。
- (2) 区又は委託事業者の求めに応じて、都度、「ふるさと納税サイト」などで返礼品等を紹介するための説明文や画像データなどを提供すること。
また、区が広報活動を行う中で、雑誌、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (3) 委託事業者からの発注に基づき、寄附者が指定する配送先へ返礼品、利用券等の荷造、梱包等発送事務を行うこと。
また、役務等の提供の場合は、事前の予約等の対応を含め、適切に寄附者へ役務等を提供すること。
- (4) 返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、委託事業者と連携し、真摯に対応して解決に努めること。
なお、品質等に関する苦情等の対応や補償等に要した費用については、区は一切の責任を負わない。
- (5) 返礼品等は、寄附者が寄附申込み時に当該返礼品等を選択した場合に提供を依頼するものであるため、返礼品等が登録されたとしても発注が確約されるものではない。
また、寄附者が文京区民である場合、返礼品等は送付できない。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守すること。
また、受託事業者から提供された寄附者の個人情報を、返礼品等の送付以外の目的に使用することができない。

7 返礼品等の発注・発送の流れ(イメージ)



8 募集期間

随時募集とする。

9 申請方法等

原則、下記LoGoフォームを利用し、様式に記載の事項をフォーム上に記載し申請を行うこと。LoGoフォームが使用できない事情等がある場合は、以下の申請様式に必要な事項を記入し、関係書類等を添えて、【12 問合せ及び申込先】に記載するメールアドレス宛てに提出又は区が指定する申請フォームから申請を行うこと。

なお、申請に係る費用の一切は、申請者の負担とする。

(1) 申請様式

ア 文京区返礼品等協力事業者登録申請書 兼 変更届（様式第1号）

LoGoフォームURL: <https://logoform.jp/form/6KSu/518022>

イ 文京区返礼品等登録申請書（様式第2号）

LoGoフォームURL: <https://logoform.jp/form/6KSu/515973>

ウ 返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式（様式第3号）

LoGoフォームURL: <https://logoform.jp/form/6KSu/1505325>

※ 3(2)地場産品基準3号該当返礼品のみ提出

(2) 関係書類等

ア 会社概要や返礼品等の内容がわかるパンフレット等の資料

イ 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営む事業者。有効期限内のものに限る。）

ウ 返礼品の画像(H P等掲載用)及び梱包時の画像 各1枚以上

※ 返礼品の実物は不要であり、送付は行わないこと

(区が別に求める場合を除く。)

※ (1)及び(2)に準ずる書類を区又は委託事業者へ提出している場合は不要とする。

※ 3(2)地場産品基準第3号に該当する返礼品の提供を申請する場合のみ、「返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式（様式第3号）」を作成及び提出の上、以下の算式の示す総務大臣が定める標準的な算出方法で、5割を超えた付加価値が区内で発生していることの証明を行うこと。なお、当該様式は、区HP上で公開する。

(総務大臣が定める標準的な算出方法)

算式 $(A - B) / A$

A：返礼品等の調達費用（提供価格）

B：当該返礼品等の製造・販売等のために北区外で生じた費用（原材料・包材等を含む費用）

申請後、受託事業者から申請者に対し、提案内容等について、別途詳細の確認を行うこととする。

10 協力事業者及び返礼品等の決定

受託事業者からの詳細確認後、区において申請内容等を総合的に審査し、協力事業者及び返礼品等として適当であると判断し、総務省において取扱いが認められたものについては、協力事業者及び返礼品等として決定する。審査結果は、区から申請者に通知する。

また、協力事業者及び返礼品等として決定した後、協力事業者の情報、返礼品等の内容に変更等があるときは、事前に区に申し出ること。

11 その他留意事項

区は、協力事業者又は返礼品等が本要項に定める要件等に適合しなくなった、若しくは違反した場合、ふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断した場合又は区に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者又は返礼品等の登録を取り消すことができる。

12 問合せ及び申込先

文京区総務部総務課

メールアドレス：b-kifu@city.bunkyo.lg.jp

ホームページ：https://www.city.bunkyo.lg.jp/b005/p007686.html

※ 問合せは電子メールにて行うこと。その際、送信件名は「【文京区】ふるさと納税返礼品公募についての問合せ」とすること。